

長崎県公金管理運用方針

平成29年3月

長 崎 県

長崎県公金管理運用方針

第1 趣旨

ペイオフ解禁下で、県公金の確実な保管及び効率的な運用を図るため、その管理運用に係る必要な事項を定める。

第2 適用範囲

歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金、制度融資の預託金、企業会計資金

第3 基本原則

- 1 安全性の確保
元本の確保を図ることを最優先とする。
- 2 流動性の確保
歳計現金等の支払準備や基金の取り崩しに支障を来さないよう十分な流動性の確保に努める。
- 3 効率性の追求
安全性及び流動性の確保を図ることを前提とした上で、効率的な運用に努める。

第4 公金運用等の原則

- 1 預金運用等
 - (1) 長期運用できない資金は、定期性預金による運用、又は、短期債券による運用、決済用預金による管理とする。
 - (2) 金融機関の選定にあたっては、相殺可能な県債（証書）を有するなど預金等債権が保全される金融機関のほか、自己資本比率等の経営指標や資金調達・地域への影響度を総合的に勘案して決定する。
 - (3) 自己資本比率等の経営指標の分析、株価等の市場評価の分析などにより、預金先金融機関の経営状況の把握に努める。
- 2 債券運用
 - (1) 長期運用可能な資金は、債券で運用する。
 - (2) 債券運用は、元本が確保される、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債及び財投機関債とし、満期まで保有する。

第5 資金別管理・運用方法の原則

1 歳計現金等

- (1) 支払準備用の資金は、指定金融機関及び指定代理金融機関への決済用預金で管理する。
- (2) 運用可能な余裕資金は、定期性預金のほか、短期債券運用も可能とする。
- (3) 資金が不足する場合の効率的資金調達方法は、基金の繰替運用及び一時借入等とする。

2 基金

- (1) 一元的かつ効率的に運用する。
- (2) 債券による運用は、購入時期を分散するとともに、運用時の金利水準等に応じて期間の選択を行う。

3 制度融資の預託金

- (1) 制度融資の預託金は、決済用預金による金融機関への直接預託方式とする。

4 企業会計資金

- (1) 歳計現金及び基金に準じる。

附則 この方針は、平成17年3月15日より適用する。

附則 この方針は、平成26年4月1日より適用する。

附則 この方針は、平成29年3月30日より適用する。